

旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「旅館業における衛生等管理要領」(「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号 厚生省生活衛生局長通知)別添3)で示された旅館業における生活環境への悪影響の防止に関する旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の考え方を踏まえ、旅館業の営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために、旅館業に係る営業計画の周知及び適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請 法第3条第1項の許可の申請をいう。
- (2) 近隣住民 申請に係る施設(以下「施設」という。)の敷地境界線からおおむね10メートルの範囲内の建築物に居住する者、施設が存する建築物の当該施設以外の部分に居住する者その他保健所長が必要と認める者をいう。
- (3) 周辺住民 施設の周辺に居住する者であって、施設における旅館業の実施により生活環境に悪影響を受けるおそれがある者をいう。

(説明会の開催等による近隣住民への事前周知)

第3条 申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、施設ごとに、申請をしようとする日の20日前までに、近隣住民に対し説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会の開催等」という。)により次に掲げる事項の営業計画に関する説明を行わなければならない。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 申請予定者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者の氏名)
- (3) 施設が旅館業の用に供されるものである旨
- (4) 申請をしようとする日
- (5) 施設が存在する建築物の規模及び構造並びに施設の規模
- (6) 客室の数
- (7) 宿泊者の定員
- (8) 営業を開始しようとする日

- 2 前項の説明を行う際は、説明を受ける者が疑義や追加の問合せが行えるよう、問合せに対応する者の連絡先を明示しなければならない。
- 3 申請予定者は、申請時に第1号様式により同条第1項の規定による説明会の開催等を実施した旨を保健所長に報告しなければならない。

(事前の標識の設置)

- 第4条 申請予定者は、申請をしようとする日の20日前から法第3条第1項の許可を受けるまでの間、施設又はその敷地の外部から見やすい場所に、別表1に定める事項を記載した標識を設置しなければならない。ただし、当該設置をすることについて、共同住宅等における管理を行うための団体(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体をいう。)から承諾が得られないときその他保健所長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 申請予定者は、申請時に第2号様式により前項の規定による標識を設置した旨を保健所長に報告しなければならない。また、前項ただし書の規定により標識を設置しなかった場合も同様とする。

(営業者の責務)

- 第5条 営業者は、外国人の宿泊者に対し、施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供を行う等の利便性の確保を図らなければならない。
- 2 営業者は、別表2に定めるところにより、宿泊者に対し、近隣住民及び周辺住民の生活環境の悪化を防止するため必要な事項を説明しなければならない。
 - 3 営業者は、前項の規定による説明をするときは、必要に応じて外国語を用いなければならない。
 - 4 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、別表3に定める事項を掲げなければならない。
 - 5 営業者は、近隣住民及び周辺住民からの苦情及び問合せ並びに火災その他の災害等の緊急の事態(以下「苦情等」という。)に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。
 - 6 営業者は、前項の規定により苦情等があった場合は、その内容を記録しなければならない。
 - 7 営業者は、前項の規定による苦情等の記録について、市から求めがあった場合は写しを提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月12日から施行する。
(施行前に許可を得ている施設への適用)
- 2 第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行前に法第3条第1項の規定に基づく許可を受け、又は申請をしている施設には適用しない。

別表1 標識の設置方法等

- 1 第4条第1項の規定による標識の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 施設の名称及び所在地
 - (2) 申請予定者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
 - (3) 施設が旅館業の用に供されるものである旨
 - (4) 申請をしようとする日
 - (5) 施設が存在する建築物の規模及び構造並びに施設の規模
 - (6) 客室の数
 - (7) 宿泊者の定員
 - (8) 営業を開始しようとする日
 - (9) 問合せに対応する者の連絡先
 - (10) 標識の設置年月日
- 2 第4条第1項の規定による標識は、日本産業規格A列3番の大きさ以上のものとする。

別表2 宿泊者に対する説明事項

第5条第2項の規定による説明の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴う音をみだりに発生させないよう努めることその他静穏を保持するために必要な事項
- (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
- (4) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (5) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項

(6) その他周辺地域の生活環境を悪化させないために必要な事項

別表3 掲示の内容等

- 1 第5条第4項の規定による掲示の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 営業の種別
 - (2) 営業者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）
 - (3) 施設の名称
 - (4) 管理者や従業員等と連絡がとれる連絡先（施設の内部に営業者が駐在し又は使用人等を駐在させる場合を除く。）
- 2 第5条第4項の規定による掲示は、日本産業規格A列4番の大きさ以上のものとする。

第1号様式

説明会の開催等に係る報告書

年　月　日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔 法人にあっては、名称、事務所
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱
第3条第3項の規定により、次のとおり説明会の開催等の概要を報告します。

1 説明会開催の日時

(戸別訪問の場合は、訪問期間)

2 説明会開催場所

3 出席人数

(戸別訪問の場合は、訪問説明した人数)

4 説明した内容等

(1) 事業者 住所

　　氏名

(2) 説明者 氏名

(3) 施設の名称及び所在地

(4) 説明した内容 (概要)

添付書類

- ・説明会や戸別訪問で配布した資料
- ・説明会の会議録 (説明会を実施している場合)
- ・説明会及び戸別訪問に参加した近隣住民の名簿 (氏名及び住所を記載)

第2号様式

標識の設置に係る報告書

年　　月　　日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

〔 法人にあっては、名称、事務所
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱
第4条第2項の規定により、次のとおり標識の設置について報告します。

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 標識の設置の有無（無の場合は理由を記載）
4. 標識の設置場所
5. 標識の設置年月日

添付書類

- ・ 標識設置状況（遠景及び近景の写真を添付）
- ・ 標識設置場所の案内図
- ・ 標識設置の位置図（両隣の建物名が記載されたもの）